主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人日野市朗の上告趣意一の判例違反をいう点については、すでに最高裁判所の判例〔昭和二五年（あ）第七七三号同二六年四月一七日第三小法廷判決（刑集五巻六号九六三頁）〕が存するのであるから、名古屋高等裁判所金沢支部昭和二五年二月二一日判決（高等裁判所刑事判決特報七号三一頁）を引用する所論判例違反の主張は、不適法であり、同二は、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年一一月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　田　誠

裁判官　長　部　謹　吾

裁判官　大　隅　健一郎

裁判官　藤　林　益　三